

気高都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

目次

1．都市計画の目標

- (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
- (2) 気高町の広域的位置づけ
- (3) 都市づくりの基本方針
- (4) 目標とする市街地像
(骨格形成図)

2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (1) 区域区分の決定の有無

3．主要な都市計画決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用の基本方針
 - 2) 主要用途の配置の方針
 - 3) その他の土地利用方針
 - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
- 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

(都市計画マスタープラン図)

1 . 都市計画の目標

(1)都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向って多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもためられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

循環型環境の都市づくり

環境にやさしい県

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性和、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

地方分権の下、各市町村の独自性を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少からNPO等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体的に都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)気高町の広域的位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入する。都市計画区域の連坦性や近接性を基本に、既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、県都としての中枢機能を有する鳥取市を核とし、鳥取県の国際的・全国的な中枢としての役割を担う「東部広域都市圏域」を設定する。

この圏域における気高町の発展方向と広域的位置づけは、以下のとおりとする。

市町村名	発展方向	広域的位置付け
鳥取市	圏域における都市的サービスを提供する中枢都市としての役割を果たすとともに、教育・産業の高度化機能に特徴のある、圏域内の内外にわたる広域交流都市としての機能をもつ。	圏域内の内外にわたる広域交流都市
国府町	恵まれた自然・文化資源を活かした良好な定住拠点としての役割を果たすとともに農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然・文化資源を活かした定住拠点
岩美町	自然公園や温泉等の観光資源を活かした保養・観光拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	水産資源供給と自然公園や温泉等を活かした保養・観光拠点と定住拠点
福部村	鳥取砂丘観光の拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに観光と連携を取った特産の農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	鳥取砂丘観光の拠点と定住拠点 特産物の供給拠点
郡家町	自然環境の中で、農産物の供給基地、商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点としての機能をもつ。	商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点
船岡町	自然環境を活かした体験交流拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に特産の農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	自然環境を活かした体験交流拠点と定住拠点
河原町	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点としての役割を果たすとともに、良好な住宅地としてまた農産物の供給基地としての機能をもつ。	高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点と定住拠点
若桜町	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に付加価値の高い農・林産物の供給基地としての機能をもつ。	氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点と定住拠点
智頭町	高速交通網の連絡拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに、自然公園等を活用した保健保養基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。	高速交通網の連絡拠点と定住拠点
気高町	温泉、海水浴場、ゴルフ場を活用した健康・保養型のレジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。	健康・保養型のレジャー拠点と定住拠点
鹿野町	自然・文化資源と温泉利用の各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。	各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点と定住拠点
青谷町	海・山の自然資源と和紙などの産業・文化資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に農・林・水産物や和紙の供給機能をもつ。	水産資源供給と産業文化資源を活かした定住・交流拠点
八東町	観光果樹園と連携した山岳レクリエーション拠点としての役割を果たすと共に農産物の供給基地としての機能をもつ。	山岳レクリエーション拠点
用瀬町	千代川を中心としたレクリエーション拠点としての役割を果たすと共に流しびな等伝統的文化を活用した観光基地としての機能をもつ。	千代川を中心としたレクリエーション拠点
佐治村	野外レクリエーション基地としての役割を果たすと共に果実や和紙の供給拠点としての機能をもつ。	果実や和紙の供給拠点



(3)都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して気高の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

都市計画における都市づくりの基本方針

個性と活気あふれるまちづくり

温泉と自然を軸として、気高の個性を際立たせ活気あふれる区域をつくる。そのためには、駅周辺や中心部の土地の有効利用を進め、歩行者空間の創出等楽しめる都市空間をつくる。また、工業や商業等の産業の活性化を促進する土地利用の誘導を図る。

自然と共生するまちづくり

気高には、南北を流れる永江川、浜村川、河内川の3本の河川があり、これらの河川の上流に向けてその周辺には、山林や農地などたくさんの緑の資源がある。また、町北側の日本海沿岸地域は、浜村海岸に代表される美しい自然海岸が形成されている。これらの自然は、人々に安らぎを与えるとともに、気高の貴重な自然景観の大きな要素となっており、今後、気高の都市構造を形成する自然を保全し、都市活動による環境負荷を小さくする努力を続け、自然との共生ができ、安心して次世代へと引き渡すことのできるまちを目指す。

人にやさしいまちづくり

少子・高齢化の急激な進行と、価値観の多様化など社会状況の変化に伴い、安全性や快適性を重要視したまちづくりが求められる。今後ともバリアフリー化や防災面にも配慮し、住民が健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指す。

住民とともにつくるまちづくり

まちは、行政の力だけではつくることはできない。住民や企業が行政とともに、どのようなまちが良いのか、どのようなルールが必要なのかなどを話し合い、どうすれば早く実現できるのかを考え、まちづくりを推進する。まちづくりの主役は、住民であり、住民や企業が計画から事業まで積極的に参加し、気高のまちづくりを実践する。

(4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市機能の形成」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かっての具体的方針については次の方針において定める。

- 2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
- 3．主要な都市計画の決定の方針
- 4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
- 5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

1) 都市発展の軸

山陰を貫く東西軸として、国道9号並びにJR山陰本線を位置づけるとともに広域交流軸である国道9号青谷羽合道路の青谷インターチェンジ以東の事業化を促進し、中心部とアクセスする都市計画道路気高青谷線（国道9号）及び県道八束水勝見線の整備により広域的な連携強化を図る。また、国道9号沿道は、浜村海岸や姉泊海岸の自然景観と調和した土地利用（緑地主体）の促進を図る。南北軸として、鳥取青谷間にアクセスする県道郡家鹿野気高線を位置づけるとともに補完的路線として、県道鷲峰気高線の機能強化による地域交流軸の形成を検討する。

2) 都市機能の形成

<市街地>

- JR山陰本線以北を中心とする一帯を市街地と位置付ける。JR浜村駅周辺、砂丘（第一工区）土地区画整理事業区域及び都市計画道路温泉砂丘線沿いの地区を、気高町の『顔』となる中心地区として位置付け、活力とにぎわいの拠点を目指して温泉保養、商業業務、公共公益、都市型住宅等の施設整備を促進する。また、これら以外の区域は、道路、公園、下水道等生活環境施設の整備された住宅地として町内外からの定住を促進する。
- 国道9号沿いの区域は、姉泊海岸等と関連性を持たせ、自然景観と調和のとれた海浜リゾート景観の中に沿道サービス施設の立地を促進する。また、都市計画道路温泉砂丘線（県道郡家鹿野気高線）を海岸部と浜村温泉とを接続する誘導路として位置付ける。
- 新たな市街地形成として砂丘（第二工区）土地区画整理事業を促進し、宅地需要が増大する場合の住宅用地や既存の市街地や温泉街の再開発等に対処するための居住拠点及び就業地としての工業・流通拠点の整備を図る。
- 姉泊海岸や日本海を見渡す景勝地龍見台、魚見台さらに観音山、南部山地、浜村砂丘公園について観光レクリエーション地として位置付ける。

<周辺地区>

- ア．都市計画区域内の八幡、姉泊、下原、八束水等の地区は周辺地区として位置づけ、農地の保全を図りながら、生活環境施設（道路、公園等）の整備を図る。

生活拠点地区

気高町の中心的な市街地を除く地域は、農村集落、漁村集落等が主体で大小の集落を形成しており、小学校や集会所等の文教厚生施設、交通施設、生活利便施設が集積している生活拠点地区として位置づけ、利便性の向上と安全で親しみやすいゆとりのある住環境と生活空間を育成する。

水と緑の軸

自然と人が共生するまちづくりを目指して、浜村川と永江川の水辺を水と緑の軸として位置付け、まちとみどりを繋ぐ水と緑のネットワークを形成する。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

[検討事項]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

南は山地に、北は日本海に挟まれ東西に走る国道により青谷都市計画区域（区域区分なし）と接するものの山林を隔てて独自の区域を形成している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、鳥取市のベッドタウンとして若干増加していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、既存の工業団地において維持・強化されているものの、温泉地は伸び悩んでいる。今後は、新たに検討されている計画的市街地内に産業地の整備が検討されている。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

砂丘（第二工区）土地区画整理事業の整備が検討されている。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

新たに検討されている計画的市街地内に産業地の整備が検討されている。

都市的土地利用の拡散について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

概ね、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

区域区分の有無の判断基準

[線引き都市計画区域]

(1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

(2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。
都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がない。

イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。

線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[未線引き都市計画区域]

(1) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることが考えられることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がある。

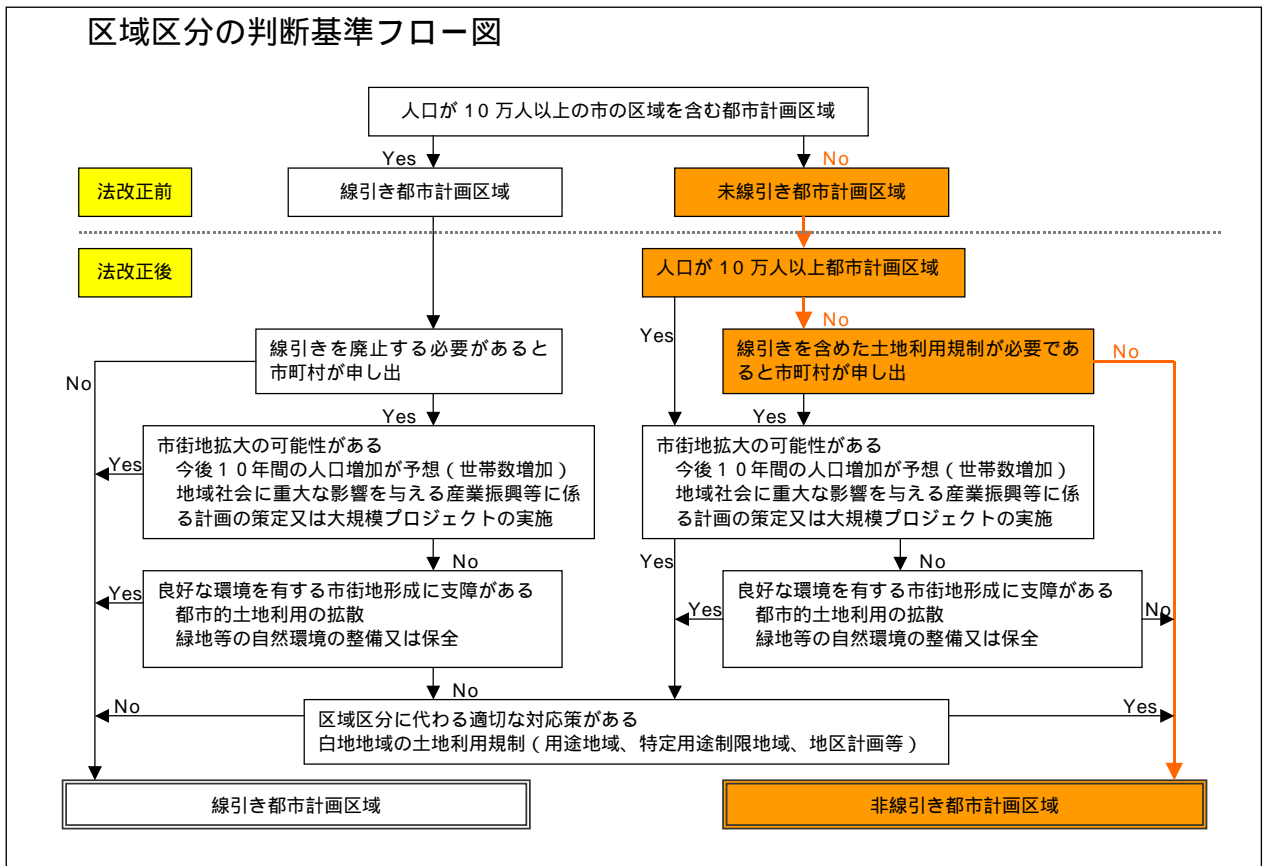
イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。

線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

(2) 線引きを適用しない

(1) で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



3. 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用の基本方針

まちづくりの基盤となる土地利用については、現況課題を効率的に解決しながら目標を実現するために、長期的視点にたつて自然と都市が共生する土地利用を基本とする。

都市的土地利用と農業的土地利用の明確化を図る。具体的には、現行の都市計画区域の中で、浜村川（流域を含む）、JR 山陰本線（南側沿線区域を含む）永江川に囲まれた区域、及び砂丘（第二工区）土地区画整理事業予定区域については、都市的土地利用を推進し、これ以外の区域は農業的土地利用を主体とする。

市街地の中で、JR 浜村駅周辺地区は、気高町の顔として温泉と商業を主体とした地区として位置づけ、商業や観光の活性化を促進し、都市的な土地利用を推進する。

市街地外の区域のうち、農業や漁業を中心とする集落地については、ある程度の都市化を許容し、地域の特性に応じた地区環境の育成を図るものの、原則として市街化は抑制する。

2)主要用途の配置の方針

商業地

- ・ JR 浜村駅周辺（都市計画道路浜村鶴木坂線＜県道八束水勝見線、主要地方道郡家鹿野気高線、町道日光浜村線の各部分を対象＞沿道の一部）を商業業務地として位置づける。また、都市計画道路の沿道地区は近隣商業地として位置づける。
- ・ 砂丘（第二工区）土地区画整理事業区域のうち、国道 9 号沿道地区（一部）を商業業務地として位置づける。

住宅地

- ・ 砂丘土地区画整理事業区域（第 1、第 2 工区）のうち、幹線道路沿道地区を除く区域を専用住宅地として位置づける。
- ・ 古くから形成されている住宅地（浜村地区及び勝見地区のうち JR 浜村駅周辺を除く地区）を位置づける。

工業地

- ・ 都市計画区域外の高浜工業団地その他、勝見工業団地及び市街地に点在する工場で構成する。
- ・ 新規工場用地の候補地として、砂丘（第二工区）土地区画整理事業区域の一部を位置づける。

3)その他の土地利用の方針

まとまった農地

- ・八幡、下原地区には、都市計画区域外に連続する広大な農地が展開しており、浜村地区（JR山陰本線南側）と合せて原則として保全を図る。また、八束水地区のJR山陰本線北側の農地については、有効活用を図るため、観光と一体となった観光農園・市民農園等への展開を促進する。
 - ・八幡、下原、姉泊等を主体とした農地周辺の集落地は、ゆとり居住地として位置づけ、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の整備に努める。
- また、船磯地区の漁業集落地も、ゆとり居住地区として位置づける。

自然緑地

- ・青谷町との境に接する緑地をはじめとして、都市計画区域内を三つの南北に走る自然緑地及びその緑地に沿って流れる永江川や浜村川は、水と緑の軸として位置づけ部分的な公園緑地等の利用以外は、原則として保全を図る。
- ・船磯地区や姉泊地区など海岸部に迫った自然緑地は、防風面に配慮しながら保全に努める。
- ・国道9号沿道の自然緑地（浜村地区、北浜地区、八束水地区）は保安林に指定されており、松林等による緑地の整備と保全を図る。また、内陸部の自然緑地や河川については、市街地を取り囲む環境軸を形成していることから、公園等の整備が予定されている地区以外は原則として保全を図る。
- ・気高町の農用地は、大部分が農振農用地区域に指定されており、保全を図る。

4)計画的な土地利用の実現に関する方針

地区計画制度の活用

宅地や工場立地を目的として開発または開発が予想される区域について地区計画等を検討し目的外建物の乱立を抑制する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり（地域の顔づくり）を図るため地区計画等の導入を検討する。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1)交通施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

国道9号が海岸線に沿って東西方向に走り、山間部の鹿野町、三朝町等とは主要地方道ならびに県道でアクセスする、きわめて交通利便性の高い町であり、(仮称)都市計画道路鳥取青谷線の早期事業化を図る。

圏域交流のための主要な幹線道路(主要地方道、県道)及び高速交通へのアクセス道路の整備を促進する。また、市街地内における南北軸の強化について検討を行う。

市街地内の既存道路の位置づけ(幹線道路、補助幹線道路等)を明確にし、歩行者や自転車に配慮した『格子型』の道路網パターンを基本に整備を推進する。

高齢化社会に対応した公共交通手段として、JR山陰本線の利便性向上、駐車場など交通結節点機能の拡充やバス利用を促進する。

イ．整備水準の目標

国道9号(青谷インター線)、主要地方道郡家鹿野気高線など、地区内外を連絡する主要幹線の整備を促進する。

幹線、補助幹線道路については、現時点(H12)では、 0.8 km/k m^2 であるが、20年後には 3.5 km/k m^2 を目標に整備を図る。

ウ．主要な施設の配置方針

道 路

広域交流軸

広域交流軸である(仮称)都市計画道路鳥取青谷線の事業化を促進し、青谷インターチェンジへのアクセス道路として、国道9号(都市計画道路気高青谷線)の早期整備を促進する。

幹線道路

幹線道路については、国道9号、都市計画道路勝見短尾線(主要地方道郡家鹿野気高線)及び県道鷲峰気高線を位置づけ、国道9号とのアクセス、市街地内における円滑な交通の確保、及び内陸部の市町村との連携の促進を図る。

都市計画道路気高青谷線(国道9号)は、国道9号青谷羽合道路へのアクセス道路であり、幹線道路として整備を促進する。

その他の施設

- ・公共交通としてJRとバス交通を位置付け、なかでもJR浜村駅は町の中心的な存在であり、交通結節点として駅前駐輪場等の整備を促進する。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する路線は、次のとおりとする。(既着手も含む)

- ・(仮称)都市計画道路鳥取青谷線
- ・県道郡家鹿野気高線(国道9号青谷羽合道路のICからのアクセス)
- ・(都)気高青谷線(国道9号)

2)下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

下水道

公共水域の水質保全を図るため、公共下水道、漁業集落排水処理、農業集落排水処理施設を地域の実情に合わせて整備を行う中で、漁業集落排水事業や農業集落排水事業も完了しており、公共下水道事業は、各地区別に処理区域が決定されており早期完成を図る。また、都市計画区域内の市街地や集落のうち集合処理に適さないところについては、下水道と同等の能力を有する浄化槽の設置を促進する。大規模宅地開発や土地区画整理事業などによる面整備地区にあっては、その都度下水道整備によって対応する。

河川

気高においては、一部の河川を除いて護岸整備は完了しているが、勝見川については、流域の治水上の整備が必要であり、早急に整備を進める必要がある。また、日本海へ注ぐ河川については、河口閉塞対策が必要である。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりとする。

下水道

平成12年時点の人口普及率(生活排水処理施設)は74%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

河川

勝見川改修事業の促進と永江川及び浜村川の生態系に配慮した親水空間の整備を促進する。

ウ．主要な施設の配置の方針

下水道

現在指定されている処理区域において公共下水道事業(特定環境保全)による事業の進展を図る。また、砂丘(第二工区)土地区画整理事業施行区域も新たに処理区域に編入し、汚水管渠等の主要な施設の配置を図る。

河川

浜村川及び永江川の流域（市街地内）は、水質等の河川管理と町民が水辺に近づき、憩い・遊べるような親水機能を向上させるため、魅力ある水辺空間の配置を促進する。

- ・浜村川については特に砂丘大橋～浜村橋間を浜村砂丘公園と一体化した親水空間として位置づけ、町民や観光客の憩える広場や散策等の場としての施設整備を促進する。
- ・永江川については、砂丘土地区画整理事業の第一工区と第二工区との境界となっていることから、浜村川と同様に魅力ある水辺空間とするため、特に第二工区側を主体として遊歩道や河川公園等の整備を促進する。
- ・浜村川と合流する勝見川については、護岸等の治水対策を図る。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．主要な市街地開発事業の決定の方針

鳥取市の西に隣接する有利性や気高郡周辺（鹿野町、青谷町）からの人口移動による住宅用地需要の増大や市街地、温泉街の再開発等の問題に対処するため公共施設の整備改善と土地利用の増進を図る。

イ．主要な市街地開発事業の整備目標

事業名：(仮)気高都市計画事業 砂丘（第二工区）土地区画整理事業

事業の目的：都市基盤となる幹線道路等の公共施設の整備と併せて浜村温泉周辺地区の商業・業務施設の高度化の促進を図り、気高町の拠点としてふさわしい地区を創出し、当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

気高町は、歴史的に由緒ある土地柄で温泉の町として栄え、海岸線や自然緑地及び良好な農耕地等豊富な緑とオープンスペースに囲まれている。

その中で、この個性ある町並みや環境を育成するために、浜村川、永江川等の河川や地区の骨格道路等を緑の軸として位置づけ、これらのネットワークを図り緑の連続性を確保する。

公園・緑地は『気高町緑のマスタープラン（昭和61年）』を基本として配置する。また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

イ．緑地の確保水準

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、つぎのとおり。

緑地の確保目標水準

緑地確保目標量	都市計画区域に対する割合
おおむね、94.5ha	12.6%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成12年	平成32年
目標水準	12.7 m ² /人	55.1 m ² /人

ウ．主要な緑地の配置計画の概要

緑の核と緑の軸の整備

緑の核は、都市の骨格を形成する緑地（保全緑地）として、「魚見台を含む海岸一帯」、「勝山城址を含む観音山一帯」、「気高中学校南部山地一帯」、「龍見台緑地」、また、既開設の「浜村砂丘公園」を設定し、気高町のシンボルゾーンとして位置づける。また、緑の軸は緑の核を有機的に連絡する役割を持ちながら緑としての資質を有する、「姉泊海岸、浜村海岸」、「浜村川、永江川」、「都市計画道路浜村鶴木坂線」を位置づける。

< 緑の核 >

・魚見台を含む海岸一帯

“西因幡県立自然公園”に含まれており自然景観に優れた地域既設の散歩道を含め、レジャー・行楽の場として、おおむね11.5haの整備を図る。

・勝山城址を含む観音山一帯

歴史的景観を保全しながら活用する歴史公園として位置づけ、観光レクリエーションの場、コミュニティの場として、おおむね17.6haの整備を図る。

・気高中学校南部山地一帯

町内外の人と人とのふれあいとときめきに満ちた空間を創出するための公園施設（運動施設を中心）として整備を図る。

・龍見台緑地

西の魚見台同様自然景観に恵まれており、景観保全対象として国道9号利用者の憩いの場、また地域住民の休養やレクリエーションの場として整備を図る。

・浜村砂丘公園

地区公園として整備されているが、温泉を活用して町民も観光客もやすらぎ交流しあうことができる公園施設として整備を図る。

< 緑の軸 >

・ 姉泊海岸、浜村海岸

海岸線の侵食防止、海岸線の整備、周辺環境整備を含め、海水浴場・魚釣場等のレジャー施設を設け、海浜公園としておおむね40haを計画する。

・ 浜村川、永江川

海岸部の東西の軸に対して南北の自然軸を形成するもので、内陸部の浜村砂丘公園や観音山一帯とをつなぎ、水辺環境の整備や親水空の確保により遊歩道等を整備し、回遊性を高める歩行者空間づくり育成する。

・ 都市計画道路浜村鶴木坂線 < 県道八束水勝見線 計画幅員：8m >

JR浜村駅前の昔からのたたずまいを残す気高町の顔である「ふるさと温泉地」として、また、自然軸の浜村川と永江川をつなぐ生活軸として位置づける。

道路幅員は大部分が5～6mと狭いことから、通過交通を極力排除した歩車共存による観光客や地区住民の散歩道として、できる限りの植栽等を施したうるおいのある道路として整備を図る。

住区基幹公園

・ 街区公園は、現在3ヶ所整備されていますが、住民の要望等に対応して一般住宅地や農村集落地（ゆとり居住地）内に配置し整備を促進する。

・ 地区公園は、地域住民のレクリエーション施設として、土地区画整理事業区域内等に配置し整備を促進する。

緑道・遊歩道の整備

・ 土地区画整理事業区域内における区画道路の緑化を促進し海浜部へ繋がる緑道化を促進する。

エ．実現のための都市計画の方針

公園・緑地等の整備目標

公園種別	配置方針及び整備目標
街区公園	市街地、集落を対象に7箇所計2.0ha
地区公園	区画整理事業地区他2箇所計24.5ha

4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

5 . 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り、育てさらに創り次代に引き継ぐために行行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

都市計画マスタープラン図

